

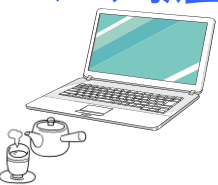
白河民商

発行所
白河市天神町28
白河民商工会
TEL(27)3161

毎週発行

白河民商URL
<http://www3.ocn.ne.jp/~shiramin>
メールアドレス
shirakawa-minshou@isis.ocn.ne.jp

好評開催中!
パソコン教室



独りで悩んでいませんか?

『無料法律相談』

7月は、9日(木)午後4時から

希望者の方は、事前に白河民商までご連絡を



持続化 給付金

1月から3月の間に 創業した業者と フリーランスも対象に!

支援対象が拡大に
なりました

国の持続化給付金の対象が拡大し、フリーランスや今年開業した業者も対象になりました。

6月29日より受付
が始まりました。

どちらのケースも収入が50%以上減少していることが条件です。この申請は従来と比べて提出する書類が変わります

民商までお問い合わせください。

相談会には
定員超え

毎回10人以上の相談者が訪れていますが、7月に入っても多数の予約が入っています。

6月に50%減

になった会員もいて、毎週水曜日の相談会も多くなっています。まだ悩んでいる業者もいます。声をかけを広めていきましょう。



拡大対象者で名前が挙がっている業者にアプローチする計画を立て、次回支部会を7月に開催することを決めました。

支部だより

中島支部会

中島支部会は6月16日(火)夜に清華で開かれ、5人の役員と南條副会長が出席しました。新年度役員人事を改めて確認し、活動予定について話し合いました。グラウンドゴルフを楽しみにしている役員は「コロナの影響が小さくなつて開催できるようならぜひ参加したい」と話していました。

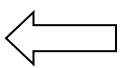
西郷村で 支援対象期間を延長 事業継続支援給付金

西郷村では売り上げが20%以上減少した業者を対象に支援金として10万円の支給をしてきました。この制度は対象月が2月から4月まででしたが、2月から6月へと延長されました。

対象月は
申請受け付けは

2月から4月

6月中



支援金 10万円

2月から
6月まで

8月まで

となりました。

3割以上減収で国保減免

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて3割以上の収入減少が見込まれる世帯は、国保料・税が減免・免除されます。

国保料・税(後期高齢者)の減免区分

前年の合計所得金額	減免割合
300万円以下	全部
400万円以下	10分の8
550万円以下	10分の6
750万円以下	10分の4
1000万円以下	10分の2

介護保険料の減免区分

200万円以下	全部
200万円超	10分の8

※前年の事業収入等が3割減などの世帯が対象

申請に必要な書類等について白河市では、国(県)に確認作業を行っている状況です。該当する場合は民商にご相談ください。